

外国人労働者の労働保険、社会保険

労災かくし等の問題が発生する前に

平成 22 年 7 月 29 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

本日は、外国人労働者の労働保険及び社会保険の適用についてお伝えします。外国人労働者については、**たとえ不法就労であっても、基本的には日本人と同様に保険の適用を受けます**が、実際は加入していないことが多いようです。その理由としては、各保険制度の加入や申請などで国外退去させられるのではないかとの意識、年金制度などに入っても掛け捨てになってしまうとの誤解があるようです。

日本国内で就労する限り、日本人、外国人を問わず、原則として労働関係法令の適用がありますので、以下の点に注意が必要です。

1. 労災保険

日本国内で働いていれば、日本人であろうと外国人であろうとその事業所に使用される労働者として労災保険が適用されることとなります。

ただし「研修」ビザで入国している研修生については、その在留目的があくまでも研修にあり労働者ではないということから労災は適用されません。これら研修生に対する保険としては、(財)国際研修協力機構が窓口となって、新しい保険制度が導入されたので、この保険に加入していれば一応の保障が受けられることとなります。

なお、不法就労者であっても労災保険は適用されます。就学生や留学生でアルバイトをしている人も、資格外活動の許可を受けているか否かにかかわらず、適用を受け補償されます。

2. 雇用保険

事業主は法人、個人を問わず、労働者のうち**1週の所定労働時間が20時間以上、6カ月以上引き続き雇用することが見込まれる労働者を雇用した場合、加入することとなります**。ただし、65歳を超えて新たに雇用する場合は加入できません。

よって、合法的に就労する外国人の場合は、その者の在留資格の如何を問わず雇用保険に加入することになります。(不法就労者は加入できません。)ただし、行政手引の中で「雇用関係の終了と同時に帰国する場合は被保険者とししない」という扱いになっています。また、外国公務員や、外国の失業保険制度が適用されていることが立証されている場合、また現地採用者などは国籍の如何にかかわらず雇用保険の被保険者とはなりません。

3. 健康保険、厚生年金保険

合法的に就労し、常用的雇用関係にある外国人の場合は、健康保険、厚生年金に加入することになります。(不法就労者は加入できません。)研修生の場合は、労働者とはみなされないため、加入できません。

外国人の方の中には年金保険料は掛け捨てになるので加入したがないケースが多いようですが、任意加入ではありませんので、対象となる場合は、加入しなければなりません。

年金については、掛け捨てになるわけではなく、「脱退一時金」という制度があります。

6ヶ月以上保険料を支払っている場合は、期間中の平均給与に一定の率を乗じた金額が支給されます。請求は日本を出国してから2年以内に行う必要があります。

最後に

上記でお伝えした通り、外国人労働者も日本人同様に加入義務がありますので、労災事故等が発生し大きな問題に発展する前に、また労働者が安心して働ける環境づくりという観点からも、まだ未加入の場合には加入手続きを行うようにしましょう。

以上